

たとえばこんな時、通訳者を派遣します

★病院・保健センター

- ①身体具合がわるい ②子どもが病気になった
- ③健康診断の受診 ④健康づくりの講習会等
- ⑤母親教室・保健師訪問 等

★お金に関する事

- ①銀行・郵便局の手続き ②保険等の相談・手続き
- ③年金の相談 等

★仕事に関する事

- ①ハローワーク就職相談・失業給付金手続き
- ②会社見学・就職面接
- ③職場の面談 ④会社の人に相談がある 等

★警察署

- ①運転免許センター・運転免許更新手続き
- ②警察に相談したい事がある ③交通事故を起こした
- ④落とし物をした ④泥棒に入られた・自転車を盗まれた 等

★保育園・幼稚園・小中高等学校

- ①見学や入園・入学の手続き
- ②入園式・入学式・卒園式・卒業式 ③保護者会・保護者面談
- ④PTA・学校行事に参加したい 等

★その他 生活に関する事

- ①弁護士・税理士・司法書士に相談する
 - ②障害福祉サービスや介護の相談
(相談支援事業所やケアマネージャー等との話し合い)
 - ③冠婚葬祭への出席
 - ④自宅のリフォーム等で業者と話したい
 - ⑤文化活動(講演会・イベント等への参加) 等
- ※継続的な習い事には派遣できません。

★市役所での手続きや相談をする

※通訳者は出張で不在の場合があります。
事前に申請してください。

上記以外で派遣を希望される場合は、事前にご相談ください。

佐倉市障害福祉課 (ファックス) 043-484-1742